

わかたけ鳩峯保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人わか竹会
事業者の所在地	埼玉県所沢市元町6-13
事業者の連絡先	04-2940-8135
代表者氏名	理事長 齋藤 わか

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	わかたけ鳩峯保育園							
所在地	埼玉県所沢市久米 2280							
連絡先	(電話番号) 04-2936-8045 (FAX番号) 04-2936-4089							
施設長氏名	園長 齋藤 敦							
開設年月日	平成22年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	★(3号)	7人	7人	7人	9人	10人	10人	50人
当園の基本理念・方針	<p>【保育理念】 1 安全 2 心 3 挨拶 4 清潔</p> <p>【保育目標】 「よく食べ元気に遊べる子」 「慈しみ育てる保育」 「豊かな感性を育む」</p> <p>* 個々の生活リズムを把握し適切に対応しながら、基本的な生活習慣の自立を促していく * 一人ひとりの健康管理をきめ細やかに行い、伸びやかで明るく、安心して生活できる環境を整え様々な遊び、人とのコミュニケーションをとりながら、健全な心と体の発達を図る * 自然の中で様々な実体験や、小動物にふれあい飼育する中、命のいとなみの感動を分かち合い、豊かな感性や思いやりを育む</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2995.27 m ²
	園庭	203.21 m ²
園舎	構造	木造平屋建て、鉄筋コンクリート木造地下1階付平屋
	延べ	615.49 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0歳児クラス
保育室	5 室	1～5歳児クラス
ホール	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	
医務室	1 室	

(5) 職員体制 (令和2年 4月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	15人	8人	7人	
看護師	0人	人	人	
保育助手	2人	人	2人	
調理員	3人	1人	2人	
庁務手	1人	人	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後18時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時30分～午後16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時～19時
	保育短時間	朝：7時～8時30分 夕：16:30時～19時
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後19時00分
	土曜日	午前 7時30分～午後18時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 (ゆうちょ銀行より 引落し)	0歳児連絡ノート代	1冊ごと	175円
	1,2歳児連絡ノート代 (満1歳を過ぎて使用)	1冊ごと	175円
	紺白帽子代(1歳児より使用)	1回当たり (在園中使用)	480円
	体操着半袖 半パンツ (4歳児より使用)	1回当たり (在園中使用)	1890円 1630円
その他	短時間保育外に係る費用	① 7:00～7:29 ② 7:30～8:29 ③ 16:31～17:30 ④ 17:31～18:00 ⑤ 18:01～19:00	100円 (①～⑤/毎)
	延長保育に係る費用	18:40～19:00	100円
	超過保育に係る費用	19:00以降/10分毎(土曜日は18:31以降)	300円

(8) 支払方法

ゆうちょ銀行口座振替払 ・ 引落とし日程(毎月20日)

※ ゆうちょ銀行より引落とし。お持ちでない場合は、口座開設していただきます。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を子どもの心身の状況等に
 応じて提供します。
 *健康面、保健衛生、アレルギー等につきましては「入園のしおり」をご覧ください。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 進級を祝う会
5月	懇談会
6月	乳幼児健診 プール開き
7月	夏のおたのしみ会(七夕) デイキャンプ(5歳児)
8月	
9月	駅伝マラソン大会 災害時緊急引き渡し訓練 敬老会 わかたけフェスティバル
10月	運動会 遠足
11月	総合避難訓練 乳幼児健診 秋のおたのしみ会 歯科検診 交通安全教室 こんなに大きくなったよ!(2~5歳児)
12月	もちつき クリスマス会
1月	新年のつどい 冬のおたのしみ会
2月	節分豆まき こんなに大きくなったよ!(0.1歳児)
3月	卒園式 おわかれ会

※ 避難訓練(毎月)

(11) デイリープログラム

7:00	9:00	10:00	10:30	11:00	12:00	14:30	15:00	18:00	19:00								
開園	視診	朝のやつ会	おやつ	排泄	主活動	離乳食(0歳児)	排泄・給食準備	給食	排泄・給食準備	昼寝	排泄・昼寝準備	離乳食(0歳児)	排泄・おやつ準備	自由遊び	順次降園	延長保育	閉園

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	「入園のしおり」をご覧ください。

(13) 保育園と保護者との連携について

<p>保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 連絡帳・ クラスだより・ 各クラス掲示及び一日の様子

(14) 嘱託医

医療機関の名称	医療法人慈桜会 瀬戸病院
医師名	湯田 貴江
所在地	所沢市金山町8-6
電話番号	04-2922-0221

(15) 嘱託歯科医

医療機関の名称	エンジェル歯科クリニック
医院長名	青木 かなえ
所在地	所沢市元町28-9 フォーラスタワー1F
電話番号	04-2939-1048

(16) 健康管理、感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

(17) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当法人が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	所沢中央消防署
所在地	所沢市けやき台1-13-11
電話番号	04-2999-9125

【管轄する警察署】

警察署名	所沢警察署
所在地	所沢市並木1-6-1
電話番号	04-2996-0110

(18) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	斎藤 敦
消防計画届出年月日	平成31年4月18日
避難訓練	・避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 ・年1回災害時緊急児童引渡し訓練を実施します。
防災設備	消火器 自動火災報知機設備 誘導灯 煙感知器 避難器具
避難場所	園庭 わかたけランド 所沢市立南陵中学校（指定避難場所）
緊急時の連絡手段	メールシステム

(19) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	内田 千尋	わかたけ鳩峯保育園主任
相談・苦情解決責任者	斎藤 敦	わかたけ鳩峯保育園施設長
第三者委員	石井 英喜	04-2929-9393
		社会福祉法人わか竹会評議員
	江島 妙子	04-2958-4795
		社会福祉法人わか竹会評議員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、適切に対応し改善を図るよう努めます。
所沢市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(20) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の内容	◎ 保育園児等傷害保険 保育園内での生活中および通園途中における園児の傷害事故を補償する保険 ◎ 主催行事参加者傷害保険 保育園が主催する行事・子育て支援事業に参加する園児・参加者の傷害事故を補償する保険 ◎ 保育園賠償責任保険 保育園の運営に際し、施設の欠陥による事故や保育中の事故等による賠償責任事故を補償する保険

(21) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当って、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。